



鳥取県で働きたい人を応援します！



鳥取県出身者対象

歯科技工士 学生支援制度

しまね
島根県歯科技術
専門学校(松江市)で

歯科技工士をめざす
鳥取県出身学生の生活を
支援します



支援金額は

年間最大
20万円
支援

支援金の返還は

鳥取県内で
就職すると
返還免除

申請対象者は

**鳥取県
出身者
対象**

鳥取県内出身の在大学生で学生生活のために松江市内で一人暮らしをしている在大学生に対し、鳥取県歯科医師会が年間の授業料のうち、最大20万円を支援金として負担します。卒業後、国家試験合格後に鳥取県内で就職された場合は支援金を返還する必要はありません。(詳細は裏面をご覧ください。)

一般社団法人 鳥取県歯科医師会 県外歯科技工士養成校進学者支援制度 鳥根県歯科技術専門学校歯科技工士科在学学生「鳥取県内出身在学学生生活支援」規則

第1条(目的)

一般社団法人鳥取県歯科医師会(以下「本会」という)では、鳥根県歯科医師会立鳥根県歯科技術専門学校歯科技工士科(以下「鳥根歯技専」という)に在学する鳥取県内(以下「県内」という)出身学生の生活支援を行い、本会会員が開設する歯科医療機関並びにそれに準ずる機関もしくは歯科技工所の就業者の確保を図るとともに、県内での若者定住対策に資する。

第2条(申請対象者および人数)

県内出身の在学学生で、学生生活のために松江市内で一人暮らしをしている者で、第1条の主旨を十分理解した者を対象とする。ただし、保護者(世帯主)を同一とし鳥根歯技専に在籍する兄弟姉妹のみで暮らしている場合は、どちらか一方の者を対象とする。

2 各学年原則2名以内とする。

第3条(申請手続き)

申請者は、初年度の申請期日までに「鳥取県内出身在学学生生活支援申請書兼誓約書」(以下「申請書」という)に必要な書類を添えて申請すること。

一 申請期日: 4月30日

二 添付書類:

- イ 在学(入学)証明書 ロ 保護者(保証人)の住民票 ハ 賃貸住宅の契約書の写し
ニ 賃貸住宅の貸主または仲介業者による住居証明書

2 更新手続き(2回目以降)は、申請書(更新用)に在学証明書および住居証明書を添えて行う。

3 添付書類に変更が生じた場合は、速やかに再提出すること。

第4条(認定、承認)

本会常務会が申請書類に基づいて審査・認定を行う。

2 鳥根歯技専に連絡確認を行い、修学態度が不良な学生は認定しない場合がある。

3 認定後、理事会に報告し、承認決定を行い、保護者に通知する。

第5条(支援金の額および支給方法)

支援金の額は、各学期の授業料を基準とする。(令和7年度 一学期10万円(年額20万円))

2 支給は学期毎に年2回行う。

3 申請者は、生活支援金支給請求書に必要な事項を記入し、学費納入済みであることが確認できる証拠書類を添えて、本会事務局へ提出する。

4 支援金の支給は、申請者本人もしくは保護者(に相当する者)のものであると確認の取れた銀行口座への振り込みをもって行う。

第6条(支援を受けた者の責務)

支援を受けた者は、国家試験合格後、支援を受けた年数分、本会会員の歯科医療機関並びにそれに準ずる機関もしくは県内の歯科技工所に勤務すること。

2 支援を受けた者は、概ね6カ月ごとに雇用証明書を本会に提出すること。

第7条(本会の責務)

支援を受けた学生に対して、金銭的な支援だけでなく、卒業後の就職先や進路について随時情報提供等のサポートを行う。

2 卒業時には、県内の会員歯科医療機関並びに歯科技工所を斡旋する。

3 卒業時において県内での就職先が確保できない場合は、個別に対応を行う。なお、その場合は支援金の返金は求めない。

第8条(支援金の返金)

以下に該当する場合、支給された支援金を一括にて速やかに全額を返金する。ただし、理事会の議を経て免除される場合がある。

- 一 退学した場合 二 国家試験不合格(次年度受験者は1年猶予) 三 本会会員の歯科医療機関等に就職しなかった場合
四 支援年数内に自己都合により退職した場合 五 雇用証明書未提出の場合

第9条(返金額の算定方法)

- 一 第8条の一～三に該当する場合:全額返金 二 第8条の四・五に該当する場合:勤務年数を6カ月単位で区切り算定

第10条(規則の改廃)

本会理事会の承認を要する。